

輪之内町ケーブルテレビ広告放送要領

(趣旨)

第一条 この要領は、株式会社アミックスコムと締結した有線放送テレビジョンへの文字放送業務に関する協定書（平成二十三年四月一日）に基づいて放送する広告の取り扱いについて、輪之内町広告掲載要綱（平成二十一年告示第六十九号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告等の範囲)

第二条 広告を放送できる者、広告の内容及び広告のデザインは、要綱第三条及び第四条の規定に定めるところによるものとする。

(広告の規格)

第三条 放送する広告の規格（一画面）は、次のとおりとする。

一 静止画像

二 音声

2 前項に定める広告の規格の放送時間は、三十秒以内とする。

(広告の放送期間)

第四条 広告の放送期間は、一月単位とする。

(広告の放送料金)

第五条 広告の掲載料金は、一画面につき月額一〇、〇〇〇円とする。

(広告の放送順序等)

第六条 広告の放送は、町が作成した放送（以下「町の放送」という。）と放送の間とし、一連の情報を終日、放送時間内において放送する。

(申込書等の提出)

第七条 広告の放送をしようとする者（以下「申込者」という。）は、放送しようとする月の前月に当たる月の十五日まで

に、輪之内町ケーブルテレビ広告放送申込書（別記様式第一号。以下「申込書」という。）に放送しようとする広告（デジタルデータ）を添えて町長に提出するものとする。この場合、同じ年度内で最大十二か月以内の掲載計画がある場合は、事前申し込みをすることができる。

（掲載の決定等）

第八条 町長は、前条の申込書の提出があったときは、要綱第八条第一項の規定による輪之内町広告審査委員会の審査を経て、掲載の可否を決定し、速やかに輪之内町ケーブルテレビ広告放送許可（不許可）通知書（別記様式第二号）により申込者に通知する。

2 放送を可とした広告は、受付順を原則とする。

（広告の放送料金の納付）

第九条 広告の放送料金は前納を原則とし、広告放送を許可された者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに町が発行する納入通知書により、一括して納付しなければならない。

（広告放送の取下げ）

第十条 広告主は、広告放送の決定後においても、自己の都合により、広告放送を取り下げることができるものとする。

2 広告放送を取り下げようとする者は、輪之内町ケーブルテレビ広告放送取下げ申出書（別記様式第三号）により町長に申し出るものとする。

（広告放送の取消し）

第十一条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告放送を取り消すことができるものとする。

- 一 広告の放送料金が指定期日までに納付されなかったとき。
- 二 要綱第四条に該当することとなったとき、又は該当することが判明したとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたととき。

（広告放送料金の返還）

第十二条 前二条の規定により広告放送を取り下げ、又は取り消した場合は、既納の広告放送料金は、返還しない。

2 機器の保守又は工事を行う理由でケーブルテレビを一時停止した場合は、既納の広告放送料金は、返還しない。

3 災害その他町の都合により広告放送を中止した場合は、納付された広告放送料金のうち放送することができなかつた月数に応じた金額を還付するものとする。

(広告主の責任)

第十三条 広告主は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

2 広告主は、広告放送に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、広告放送の権利を譲渡してはならない。

4 広告の手續に係る経費は、広告主の負担とする。

(広告内容の調整)

第十四条 放送できる広告は、要綱第三条の定めによるほか、輪之内町ケーブルテレビのイメージを損なうことのないよう広告主と調整した内容又はデザインとする。

2 広告原稿にイラスト、写真、ロゴまたは楽曲などを使用する場合は、広告主において著作権又は肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。

(町の放送との区別)

第十五条 視聴者が、町の放送の一部であるかのように混同するおそれがある表現又は町の事業であると錯誤するおそれのある表現を禁止する。また、放送原稿に有料広告である旨の表示をするものとする。

(色調)

第十六条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、背景に模様のある画像又は写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

第十七条 文字又はイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(委任)

第十八条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。